

穏やかであり、もう少し厳しい評価基準にすれば、病院図書室のレベルアップにつながり、管理者の図書室に対する認識も変わるのではないかと思われ、評価項目については、再検討の必要性があるのではないかと感じました。
(文責：土川 詔子／大阪府立母子保健総合医療センター)

グループ2 著作権とILL①

このワークショップでは、インターネットと著作権の問題や海外の事例、著作権者の経済的利益など、著作権に関したさまざまな話題について自由に議論がかわされたが、ここでは「病院図書室と複写」について述べたい。

周知のように、大半の病院図書室は著作権法第31条の適用外の施設である。しかしながら、病院図書室と複写は切っても切り離せない関係にある。

著作権は「人格の保護」「経済的利益の保護」「著作権の伝達に関わる人々の権利の保護」を目的としているが、昨今特に問題になっているのが「経済的利益の保護」であるようだ。しかし、病院図書室での複写によってどれだけの実害が生じているのかは、はなはだ疑問である。医療関係者が症例や過去の論文を参考にしながら診療することは、新しい発見や治療につながっていく。複写されることの多い雑誌は、よく利用されよく読まれている雑誌だといえるし、複写件数の多い利用者は将来の購読者にもなりうる。病院図書室における複写が、著作権者の利益や財産の侵害になるとは思えないのである。

そもそも、学術論文と文学作品などの著作物を同列に扱うことには無理があるのではないだろうか。参加者からは、図書室で購読している学術雑誌の複写により「本が売れなくなる」という権利者の主張に対する異議や、「本が売れなくなる」という主張をする前に、出版社が経営努力をすることも必要ではないか、といった意見も出された。

一方で、雑誌の最新号を複写するなど、医療関係者の著作権に対する認識の低さを指摘する声もあった。当院でも最新号掲載の一論文を全文複写するということが日常的に行われているが、医療関係者が常に新しい情報を求めているということもあり、黙認状態になっている。コピー機を図書室ではなく医局などの他の場所に設置すれば、「私的利用のための複製」ということで、著作権法はクリアできるのだろうかと考えることもある。悩みどころである。

また、病院図書室と大学図書館の機能についての意見もあった。今年度から医師の臨床研修が必修になるなど、病院はますます教育・研究機能を求められている。となれば病院図書室と大学図書館の機能に違いはあるのだろうか。

結局一致した結論は出ないままであったが、新米司書の私にとって著作権について考える良いきっかけになったと思っている。
(文責：中村 友紀／星ヶ丘厚生年金病院)

グループ3 著作権とILL②

著作権法の解釈にはさまざまあり何が正解かはわかりませんが、業務上で著作権に関わった事例をいくつか紹介します。

●新聞記事の引用：出版当日のものでなければ特に引用の許可を得なくてもよいが、念のため新聞社

に許可を得た上で欄外に出典を記載した。

- 宣伝ポスターの使用：非営利目的であり院内での使用であったが、無断借用は避け著作者の許可を得た。
- 古典文学作品（絵巻物挿絵）：著作者没後50年が経てば著作権は無効となるが、念のため出版社や所有者に許可を得た方がよいと判断した。出版社に尋ねたところ、該当箇所は個人所有物であったため所有者に許可を求めたが拒否された。仕方なく模写したものを使用した。
- 専門学校図書館：病院図書館と同様に著作権法第31条で認められていない図書館であるが、著作権の壁を乗り越えるための一つの方法として、教育のための使用という名目を用いる。ただし、教材目的の使用であるため、図書館としての使用ではない。
- 論文発表内容の無断使用：図書館とは逆の立場になった場合の話だが、自分の発表スライドが知らない間に使用されていたことがわかった。訴えたりはしなかったが不愉快になったため、逆に自分の行為で他者に迷惑をかけないように著作権法の遵守をより一層心掛けることにした。

法の構造上、著作権は知的財産権の中に含まれます。特許や商標登録などの産業財産権もこの知的財産権の一つです。特許などの産業財産権は申請方式ですが、著作権は著作物が発生したと同時に起こる無方式主義となっています。著作権の解釈が複雑になっている要因はこのあたりにあるのではないのでしょうか。

米国著作権法第107条にフェアユース（公正使用）というものがあるそうです。それによると「批評活動・注釈・報道・教育・学術もしくは研究の目的のためであれば、著作権を侵害しない」としています。日本でもこういった考え方を導入すれば、学術情報の流通が円滑に行われるかもしれません。

フェアユース的な考えになるのか、病院図書館が著作権法第31条で図書館として認められるのか、どの道が選択されるのかはわかりませんが、学術情報を提供する側と使用する側双方の権利を守る役割の一端を司書が担うことで、有効な情報の円滑な流通に寄与でき、日本の科学技術の発展へ貢献が期待できます。そのためには、われわれ司書が著作権法について学ぶことが必要と思われます。

（文責：井上 智奈美／三菱京都病院）

グループ4 オンラインジャーナルの利用方法

I. 導入状況について（8病院中で調査）

UpToDate (2/8)、MD Consult (3/8)、Science Direct (1/8)、Cochran Library (2/8)、On Line Journal (6/8)

II. 問題点・その他

1. オンラインジャーナルについて

まず登録の際にさまざまな問題がある。個々に手続きしなければならぬというえ、それぞれやり方が異なるため、個人で行うには面倒である。また今年度はID登録ができて、次の年にはIPアドレスしか使えないようになるなど、仕様が変わるため、なお面倒である。セキュリティを考えIPアドレスがランダムに設定されるシステムの場合、登録の際に固定のIPアドレスでないと登録できない問題が生じてくる。こう考えるとどうしても、書店のサポートが必要で、個人で登録するには手間が